

平成28年5月25日

所管 健康福祉局 長寿社会部

件 名	堺市介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）素案の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 平成 26 年 6 月 医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）の公布 平成 27 年 4 月 改正介護保険法の施行 →新しい総合事業へ移行 平成 27 年 4 月 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定める条例を制定（平成 29 年 4 月の移行を明記） 平成 27 年度における取組み →新しい総合事業の素案の作成 ・ 校区福祉委員会などの地域組織や介護事業者、NPO等への説明及び意見交換の実施（平成 26 年度末から延べ 95 回） ・ 各事業者の代表者等による研究会の開催（3 回） ・ 外部有識者を含む附属機関での審議（地域介護サービス運営協議会：3 回、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会：3 回） 【国の考え方】根拠法令：改正介護保険法 第 115 条の 45 第 1 項 ・ 市町村が地域の実情に合わせ、住民等によるサービスなど地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援 1・2 の方に対する効果的・効率的な支援等を実施 ・ 全国一律の「予防給付」として提供されていた訪問介護及び通所介護を、市町村の実施する「総合事業」に移行し、高齢者の有する能力が活きる柔軟で多様なサービスを提供し、合わせて高齢者の自立意識の向上を実現 【課題】 ・ 介護人材の不足の解消に資するような制度構築 ・ サービスの切り下げになるのではという不安を抱かれないような制度構築 ・ 現行の介護サービス提供に混乱を生じさせないような円滑な移行
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【対応方針】 要支援 1・2 の方に対する訪問介護と通所介護並びに介護予防事業について、国のガイドラインの制度モデルをもとに、本市の実情に応じた新総合事業を構築 ・ 現行サービスと同内容同報酬のサービスを設け、円滑な事業移行を実施 ・ 地域の人材が参加しやすい制度を構築し、介護人材のすそ野を拡大 ・ 既に実施している介護予防事業を新総合事業に再編し、機能・目的を明確化 【今後のスケジュール】 平成 28 年 7 月 附属機関において新総合事業の承認を得る 平成 28 年 8 月～ 自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員等地域の方々への説明。事業者向け説明会（対象：既存の 1,200 事業所）の開催 平成 28 年 12 月 事業実施要綱の策定 平成 29 年 1 月～ 事業者指定申請の受付開始 平成 29 年 4 月～ 新しい総合事業の実施
効 果 の 想 定	【期待される効果】 ・ 要支援 1・2 の方にとってサービスの選択肢が広がるとともに、地域のサービスを利用することにより、地域とのつながりを維持しながら暮らし続けることができる ・ 介護人材の増加が見込まれるとともに、元気な高齢者が社会参加することで自身の介護予防につながる。
関係局との 政 策 連 携	各区役所

堺市介護予防・日常生活支援総合事業（素案）について

1. 背景

■「2025 年問題」への対応

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を視野に、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を構築し、すまい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが一体的に提供される環境づくりを進める。

⇒堺市高齢者保健福祉計画・介護予防事業計画（平成 27～29 年度）

「介護予防の推進と新しい総合事業の実施」を施策の柱に位置づけ

■後期高齢者人口と介護給付費の増加

堺市	平成 27 年度	平成 37 年度【推計】
後期高齢者人口	97,322人	138,298人
介護給付費	653億円	1,078億円
介護保険料（基準額）	6,128円	9,500円

■介護人材不足

大阪府では、平成 37 年に約 34,000 人の介護人材が不足すると推計（堺市では約 3,200 人不足：人口割り計算）

■高齢者のニーズ

- 要支援 1・2 の方の訪問介護サービスの利用内容の約 9 割は、掃除や買い物等の生活支援
- 単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加にともない、掃除や買い物等の日常生活に関わる支援のニーズが今後も増加

3. 堺市における目的・方針

地域包括ケアシステムの構築をめざし、「介護予防」「生活支援」のニーズに対し、高齢者の自立と地域の「互助・共助」を促進する多様なサービス提供の制度を整備

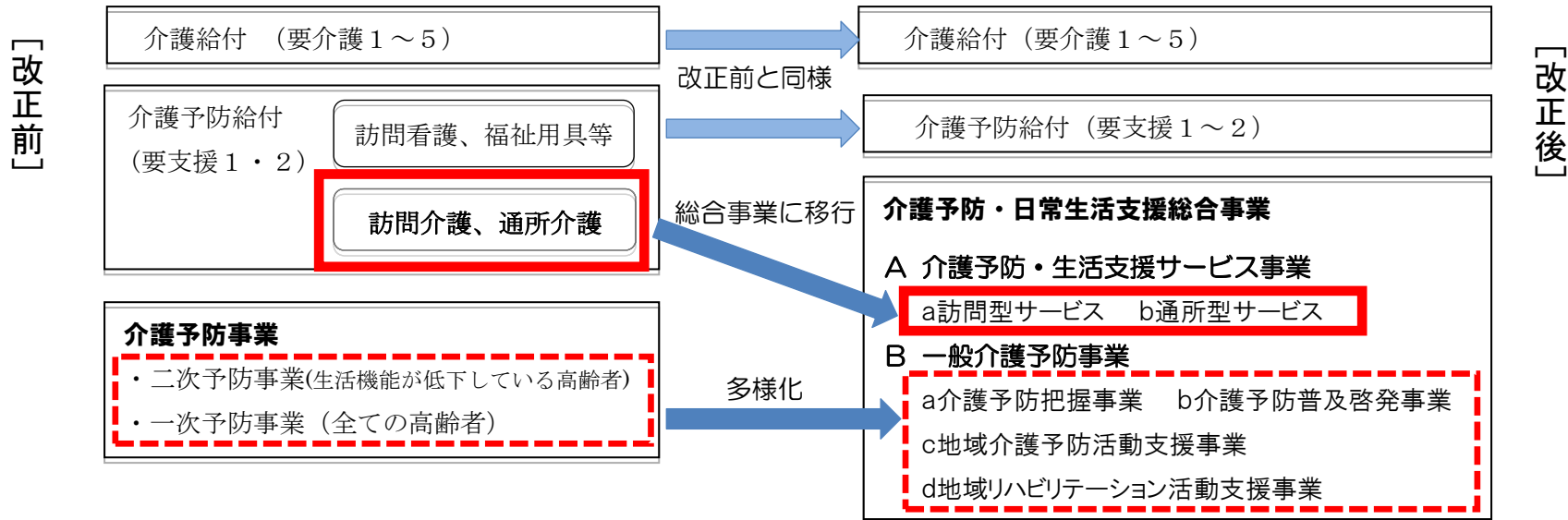
- 介護事業者による現行サービスに相当するものに加え、地域で暮らす高齢者にその地域に根ざした担い手による多様なサービスを提供
- 地域の人材が参加しやすい制度構築を行い、介護人材のすそ野を広げることで、新たな介護の担い手を確保
- 高齢者が新たな担い手になることにより、高齢者自身の社会参加による介護予防を推進

国のガイドラインに示す制度モデルをもとに、本市の実情に応じた新しい総合事業とするために関係者との検討を実施（平成 27 年度）

- 校区福祉委員会などの地域組織や介護事業者、NPO 等への説明及び意見交換
- 各事業者の代表者等による研究会の開催
- 外部有識者を含む附属機関での審議

2. 国の制度改正の概要（平成 27 年 4 月 介護保険法改正）

- 軽度者である要支援 1・2 の方の訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が、全国一律の介護保険給付から市町村事業へ移行
 - 介護予防事業の対象を全ての高齢者とし、合わせて多様な事業や地域の活動を一般介護予防事業に位置づけ、市が普及啓発や活動の支援を実施
- ※中重度者である要介護 1～5 の方に対する介護給付は従来通り変更なし



4. 堺市版新しい総合事業の内容（平成 29 年 4 月から実施）

区 分		方法	内 容 【 】内は事業者の報酬	目 的
A 介護予防・生活支援サービス事業	a 訪問型サービス	I 現行相当	ヘルパー等の有資格者による身体介護、生活援助 【1 回 60 分 2,846 円程度】	認知症や精神疾患等により、有資格者によるサービスが必要な者もいるため、現行サービスを引き続き実施
		II 担い手登録型	研修終了後、事業者に従事者登録した者（高齢者を含む）による生活援助 【1 回 60 分 1,412 円程度】	介護人材のすそ野を広げるとともに、元気な高齢者の社会参加を促すために実施するサービス
	b 通所型サービス	I 現行相当	専門職（生活相談員、看護職員等）による機能訓練、レクリエーション、送迎等 【1 回半日 3,950 円程度】	様々な心身状態の者に対応するため、専門職による現行サービスを引き続き実施
		II 担い手登録型	専門職の配置は不要。運動、レクリエーション、通いの場等の提供 【1 回半日 1,870～2,967 円程度】	介護人材のすそ野を広げるとともに、元気な高齢者の社会参加を促すために実施するサービス
		III 短期集中	機能訓練指導員等による短期間（3 か月が基本）の機能訓練 【1 回 2 時間 2,476 円程度】	機能訓練による運動機能の向上、運動習慣の習得により、自立した生活をめざす
	B 一般介護予防事業	a 介護予防把握事業	保健センター（看護職員）による訪問活動（要介護認定非該当者訪問など）	うつ・閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげる
		b 介護予防普及啓発事業	運動・口腔ケア・栄養改善・認知症予防の教室 関大連携事業で作成した「堺コッカラ体操」の普及	高齢者に対して幅広く、介護予防活動の普及・啓発を実施
		c 地域介護予防活動支援事業	地域のつながりハート事業（校区福祉委員会への活動助成）、保健センターによる自主運動グループ支援	住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施
		d 地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職等による出前型の運動指導事業	住民主体の通いの場へリハビリ専門職等を派遣し、指導・助言を行い、介護予防活動を強化